

(証券コード3779)
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目15番11号
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表取締役社長 大谷 利興

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.j-escom.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「投資家の皆様へ」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3779/tei/ji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイ・エスコムホールディングス」又は「コード」に「3779」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後3時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人により行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人本人名義の議決権行使書のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日会場内には、当社定款の定めにより株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 4. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
 5. 総会当日にサポートが必要な株主様は総会1週間前までにお申し出ください。
電話：03-5114-0761（午前9時～午後5時まで（土日祝を除く。））

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資等により緩やかな回復基調となりました。しかしながら、欧州や中東における地政学的なリスク、米国における追加関税対応等もあり依然として先行きは不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループにおきましては、日本にて事業構築を行ってございましたデジタルギフト事業の売却を決定実施致しました。日本のデジタルギフト事業を売却したことに伴い、当該資金を活用した投資事業の拡大を目指していくとともに、既存事業においてさらなる収益機会の増加に励んでまいります。

通信販売事業においては、既存の番組の制作・テレビ局等からの放送枠の仕入販売を顧客の要望に応じて丁寧に対応することで安定的な収益構造を目指し、更に既存顧客の利便性向上を考えたサービスとして、アウトバウンドやDM発送などの派生ビジネスの構築も行っております。当連結会計年度末におきましてセグメントとしての黒字化を達成できたことから、今後は利益の積み増しにつなげたい所存です。

デジタルマーケティング事業におきましては、日本事業の売却に伴い当社グループ全体の売上高は減少しておりますが、事業構築中であったことに伴う営業赤字も同時に減少となりました。日本におけるデジタルギフト事業の売却により韓国市場のデジタルマーケティング事業に注力することで利益の改善を目指しております。なお、当社連結グループにおけるデジタルマーケティング事業の決算数値については決算期が12月であることから、3カ月遅れで取り込むこととしております。

投資事業に関しましては、共同事業者として出資しておりますゲームについて当初予想された収益を得ることはできておりません。今後は新たに日本のデジタルギフト事業の売却で得た資金での新規事業、運用、投資、IPを活用した事業の展開も検討し、収益の拡大を目指していく所存です。

最後に連結子会社である株式会社 J E マーケティングで受注したイベントが2025年4月に無事に開催され、翌年の同イベントに向けて継続的に受注できるよう活動を続けてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,318,779千円（前期比16.9%減）、営業損失は108,563千円（前期は243,901千円の営業損失）、経常損失は222,863千円（前期は233,210千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は370,450千円（前期は290,921千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において「理美容事業」及び「コンサルティング事業」の量的重要性が低下したことに伴い報告セグメントから除外し、「その他事業」に含めております。また、以下の前期比較については前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

《通信販売事業》

通信販売事業におきましては、顧客からのヒアリングを丁寧に繰り返し、映像物の制作、放送媒体枠の選択を行うことで顧客満足度の向上、結果リピートにつなげております。また、アウトバウンドやDMによる営業活動を通じて顧客の増加等が実り始めているところではありますが、当該事業における売上高は367,554千円（前期比10.7%減）となりました。

《デジタルマーケティング事業》

デジタルマーケティング事業につきましては、日本におけるデジタルギフト事業を手放したためその分の減収が発生しておりますが、その分韓国市場におけるデジタルギフト事業の展開に注力した結果、当該事業における売上高は946,175千円（前期比12.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは運転資金として株式会社明日クリエイティブより100,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は2024年11月1日付で株式会社マフィンの全株式をインコム・ジャパン株式会社に譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当連結会計年度 (2025年3月期))
売 上 高(百万円)	937	1,617	1,587	1,318
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	15	△28	△233	△222
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	4	41	△290	370
1株当たり当期純 利益又は1株当たり(円) 当 期 純 損 失 (△)	0.40	3.83	△25.15	32.03
総 資 産(百万円)	512	2,821	2,373	3,191
純 資 産(百万円)	372	627	360	731

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を2025年3月期の期首から適用しております。
4. 韓国子会社における日本基準の適用に伴う会計方針の変更を行っており、前連結会計年度(第19期)の金額については遡及適用後の数値を使用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出 資 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スープ	10百万円	100%	理美容商材等の販売、企業向けコンサルティング、その他事業
株式会社東京テレビランド	50百万円	100%	テレビ通販及びインターネットでの通信販売
株式会社マフィンホールディングス	47百万円	100%	持株会社
Mafin inc.	2,963百万 韓国ウォン	100%	リワード広告事業
Smartcon inc.	1,366百万 韓国ウォン	100%	デジタルギフト事業
株式会社 J E インベストメント	1 百万円	100%	投資事業組合の運用及び管理
株式会社 J E マーケティング	30百万円	60%	マーケティング事業
J E ・ B S P 第 1 号 投資事業有限責任組合	102百万円	0.1%	投資事業
J E インベストメント 2 号匿名組合	101百万円	49.5%	投資事業

- (注) 1. Matched inc. は第三者割当増資に伴い持分比率が低下したため、連結子会社から持分法適用会社としております。
2. 株式会社マフィンは2024年10月31日付で株式の全部を売却したことに伴い連結の範囲から除外しております。
3. J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合及び J E インベストメント 2 号匿名組合における議決権比率の欄には、当該組合に対する出資割合を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社スープ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	187百万円
株式会社東京テレビランド	東京都港区赤坂六丁目15番11号	100百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は474百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、安定的に利益を計上できる体制を整えるべき、以下の事項を対処すべき課題として経営政策を実行してまいります。

①営業部門における収益体制の拡大

当社グループは、既存事業の運営と合わせてファンド運営やM&Aにより新たな事業への投資を行っていく方針です。早期の黒字化を目指し、積極的な営業活動による取引先の拡大と販売チャンネルの拡大を目指しつつ、利益確保を目指してまいります。

②人材の増員及び職場環境の充実

業務の効率化を推進し、必要なスキルを保有した人材の採用を進めてまいります。また「人材及び社内環境整備に関する育成方針」を定め、生産性の向上、優秀な人材の確保と共に社内における教育を行い、離職防止に努めます。また、柔軟な働き方を検討することで人材の多様化を進めてまいります。

③経営環境の充実

当社は、継続して持株会社としてグループ全体の経営環境を充実させてまいります。独立社外役員及び内部監査部門等と協力し、コーポレートガバナンスの充実に取り組むのと同時に、社会的な責任を果たすべく、「地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。」こと及び「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。」を行動指針とし、当社グループと社会の双方が持続的に成長できるよう行動してまいります。

④継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。これは2023年3月期よりの営業損失を継続して計上しており、当期におきましても営業損失108,563千円を計上したことが要因となります。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、既存事業の営業強化と新たな収益確保を行ってまいります。事業構築中であり営業損失の大きな部分を占めていた日本におけるデジタルギフト事業は譲渡したことにより、あらためて既存事業への注力黒字化に向けての体制構築を進めている状態です。

既存事業である通信販売事業におきましては、セグメントとしては黒字化を達成しておりますが、現在のビジネスモデルで新規顧客の獲得を行い、更に顧客の要望に沿った対応を進めることで信頼を得ることで利益につなげ、本事業における黒字幅を拡大してまいります。

海外のデジタルギフト事業におきましても、営業と管理体制を強化し利益率の向上に向けて進めて参ります。

主な事業活動に注力しながら、新たな収益の発掘に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業内容	主 要 な 業 務
通 信 販 売 事 業	テレビ通販とインターネットによる通信販売
デジタルマーケティング事業	リワード広告及びデジタルギフト事業

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	東 京 都 港 区
-----	-----------

② 子会社

株 式 会 社 ス ー プ	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 東 京 テ レ ビ ラ ン ド	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 マ フ ィ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
M a f i n i n c .	本社（大韓民国ソウル市江南区）
S m a r t c o n i n c .	本社（大韓民国ソウル市江南区）
株 式 会 社 J E イ ン ベ ス ト メ ン ト	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 J E マ ー ケ テ ィ ン グ	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
J E ・ B S P 第 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
J E イ ン ベ ス ト メ ン ト 2 号 匿 名 組 合	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
理美容事業	0（－）名	増減なし（－）
コンサルティング事業	0（－）	増減なし（－）
その他		
通信販売事業	4（5）	2名減（1名減）
デジタルマーケティング事業	51（－）	12名減（－）
全社（共通）	4（－）	1名増（－）
合計	59（5）	13名減（1名減）

- （注）1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他事業については、コンサルティング事業の従業員が兼務しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 前連結会計年度と比較して使用人数が13名減少しておりますが、主として2024年10月31日付で株式会社マフィンの全株式を譲渡したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名増（－）	44.3歳	4.7年

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入金	借入金残高
株式会社メタップスホールディングス	312,372千円
新韓銀行	107,600
株式会社明日クリエイト	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,932,000株
- ② 発行済株式の総数 11,567,990株
- ③ 株主数 2,998名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K J C インター	3,626千株	31.35%
株 式 会 社 明 日 ク リ エ イ ト	1,626千株	14.06%
株 式 会 社 ジ ャ ッ ク	675千株	5.84%
大 木 壘	497千株	4.30%
菅 智 茂	342千株	2.96%
株 式 会 社 S B I 証 券	252千株	2.18%
株式会社ジャック・マネジメント	250千株	2.16%
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	121千株	1.05%
宗 田 こ ず え	120千株	1.04%
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC OPT (常任代理人 ソシエテ・ジェネラル 証 券 株 式 会 社)	111千株	0.96%

(注) 持株比率は自己株式（317株）を控除して計算しております。

⑤ 当社が保有する株式に関する事項

イ. 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお2025年3月末において政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っておりません。

ロ. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則として全ての議案に議決権を行使します。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 谷 利 興	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス代表取締役 Mafin inc. 代表理事 Smartcon inc. 代表理事 株式会社 J E インベストメント代表取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ゼストブレイン代表取締役
代 表 取 締 役 会 長	丁 廣 鎮	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社 K J C インター代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社 J E マーケティング取締役
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
取 締 役	雙 田 裕 三	雙田裕三税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	伊 部 裕 之	
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	萩 原 貴 彦	萩原法律事務所代表

- (注) 1. 取締役関口博及び雙田裕三の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役御子柴健治及び萩原貴彦の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役雙田裕三氏及び監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。
4. 当社は、関口博氏、雙田裕三氏、御子柴健治氏、萩原貴彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

2024年６月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、美濃部健司氏は監査役を辞任いたしました。

2024年６月26日開催の第19回定時株主総会において、新たに伊部裕之氏は監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役萩原貴彦氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社８社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	36 (0)	36 (0)	—	—	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	37 (1)	37 (1)	—	—	9 (5)

(注) １．上記には2024年６月26日付で退任した監査役１名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めております。また報酬額の妥当性と透明性を確保するため、諮問機関として社外取締役が過半数である任意の報酬委員会を設置いたしました。まず、報酬委員会に諮問をし、その答申を参考にして、取締役会において審議し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において報酬を決定しております。

・基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

・取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬（毎月支給する定額の金銭報酬）、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額（株式報酬型ストックオプションを除く）を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

・監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

ハ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で当該決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役関口博氏は、関口博法律事務所の代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役雙田裕三氏は、雙田裕三税理士事務所の所長です。当社と雙田裕三税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・監査役萩原貴彦氏は、萩原法律事務所の代表です。当社と萩原法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会取締役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的な立場から当社の経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	雙 田 裕 三	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、主に税理士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	御子柴 健 治	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会 7 回の全てに出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	萩 原 貴 彦	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会 7 回の全てに出席し、弁護士の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2025年1月17日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

アスカ監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 6 ヶ月
(2025年 1 月20日から同年 7 月19日まで)
- ・業務改善命令 (業務管理体制の改善)

ハ. 処分理由

監査法人の運営が著しく不当と認められた

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

当期においては利益剰余金がプラスに転じたものの、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,065,586	流動負債	2,448,214
現 金 及 び 預 金	1,672,990	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	86,611
売 掛 金	559,475	短 期 借 入 金	207,600
前 渡 金	716,216	1年内返済予定の長期借入金	312,372
そ の 他	133,193	未 払 金	705,775
貸 倒 引 当 金	△16,290	前 受 金	862,018
固定資産	126,061	未 払 費 用	78,309
有 形 固 定 資 産	46,365	未 払 法 人 税 等	180,659
建 物 及 び 構 築 物	30,049	賞 与 引 当 金	1,011
工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,938	そ の 他	13,856
土 地	4,378	固定負債	12,081
無 形 固 定 資 産	20,689	預 り 保 証 金	5,026
投 資 そ の 他 の 資 産	59,006	そ の 他	7,055
関係会社長期貸付金	31,572	負 債 合 計	2,460,295
差 入 保 証 金	23,526	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	7,580	株主資本	598,622
そ の 他	27,839	資 本 金	50,000
貸 倒 引 当 金	△31,512	資 本 剰 余 金	376,840
		利 益 剰 余 金	171,874
		自 己 株 式	△92
		その他の包括利益累計額	16,901
		為替換算調整勘定	16,901
		新 株 予 約 権	1,007
		非 支 配 株 主 持 分	114,821
		純 資 産 合 計	731,352
資 産 合 計	3,191,647	負 債 純 資 産 合 計	3,191,647

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,318,779
売上原価		448,326
売上総利益		870,452
販売費及び一般管理費		979,016
営業損失(△)		△108,563
営業外収益		
受取利息	16,064	
債務勘定整理益	37,848	
その他	4,853	58,795
営業外費用		
支払利息	12,367	
為替差損	12,663	
持分法による投資損失	3,155	
貸倒損失	11,750	
貸倒引当金繰入額	32,625	
出資金運用損	100,000	
その他	533	173,095
経常損失(△)		△222,863
特別利益		
持分変動利益	38,585	
子会社株式売却益	773,256	811,841
特別損失		
貸倒損失	64,956	64,956
税金等調整前当期純利益		524,022
法人税、住民税及び事業税	177,686	
法人税等調整額	27,296	204,982
当期純利益		319,039
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△51,140
親会社株主に帰属する当期純利益		370,450

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月22日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 小原 芳 樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 伊藤 昌 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	115,571	流動負債	204,377
現金及び預金	114,300	短期借入金	90,000
前払費用	701	未払金	5,578
その他	574	未払費用	1,075
貸倒引当金	△5	未払法人税等	290
固定資産	359,831	未払消費税等	2,772
有形固定資産	81	預り金	103,701
工具、器具及び備品	81	賞与引当金	960
投資その他の資産	359,300		
関係会社株式	288,238	負債合計	204,377
関係会社社債	71,062	(純資産の部)	
		株主資本	270,575
		資本金	50,000
		資本剰余金	376,840
		資本準備金	376,840
		利益剰余金	△156,162
		その他利益剰余金	△156,162
		繰越利益剰余金	△156,162
		自己株式	△101
		純資産合計	270,575
資産合計	474,953	負債純資産合計	474,953

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	95,531
売 上 総 利 益	95,531
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	115,201
営 業 損 失 (△)	△19,670
営 業 外 収 益	3,308
受 取 利 息	6
有 価 証 券 利 息	3,299
そ の 他	1
営 業 外 費 用	862
支 払 利 息	862
経 常 損 失 (△)	△17,224
特 別 損 失	937
投 資 有 価 証 券 評 価 損	937
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△18,162
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290
当 期 純 損 失 (△)	△18,452

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 22 日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

ア	ス	カ	監	査	法	人
東	京	都	港	区		
指	定	社	員	公	認	会
業	務	執	行	社	士	小
指	定	社	員	公	認	会
業	務	執	行	社	士	伊
						藤
						昌
						久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役

伊 部 裕 之 ㊟

社外監査役

御子柴 健 治 ㊟

社外監査役

萩 原 貴 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当事業の現状に即し、事業目的会社として新たな収益確保を目的として事業内容を多角化するために現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
（1）国内外の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること （新設）	（1）国内外の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
（新設）	（2） <u>企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、営業譲渡、資本提携、業務提携等のアドバイザー業務並びにそれらに関するコンサルティング業務</u>
（新設）	（3） <u>投資家向けの情報提供、紹介及び仲介に関する業務</u>
（新設）	（4） <u>資金調達に関する助言、仲介及びコンサルティング業務</u>
（2）前号に付帯又は関連する一切の業務	（5） <u>有価証券の保有、運用管理および売買に関する業務</u>
	（6） <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>
第3条～附則第1条 （条文省略）	第3条～附則第1条 （現行どおり）

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 伊部 裕之氏及び萩原 貴彦氏は一身上の都合により辞任されますのでその補欠として監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本総会で選任された監査役の任期は、当社定款の規定により退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	み の べ たけし 美濃部 健司 (1956年10月25日) 新 任	1980年4月 ㈱明通入社 2006年12月 当社社外監査役 2006年12月 ㈱インストラクティブー監査役 2011年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー（現 ジェイ・インターナショナル）監査役 2015年5月 達楽美爾（上海）商貿有限公司監査役 2015年6月 ㈱エスコム（現 ㈱スーパ）監査役 （現任） 2015年6月 ㈱ウエルネス監査役 2015年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー（現 ジェイ・インターナショナル）取締役 2017年3月 ㈱東京テレビランド監査役（現任） 2022年3月 ㈱マフィンホールディングス監査役 （現任） 2022年6月 ㈱マフィン監査役 2023年12月 ㈱J Eマーケティング監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スーパ監査役 株式会社東京テレビランド監査役 株式会社マフィンホールディングス監査役 株式会社J Eマーケティング監査役	一株
2	いしい のぶ 石井 忍 (1959年12月26日) 新 任	1984年4月 東宝東和㈱入社 2000年4月 ㈱メディアスーツ入社 2003年2月 有限会社楽脳設立 代表取締役（現 任） （重要な兼職の状況） 有限会社楽脳 代表取締役	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 石井忍氏は社外監査役候補者です。

3. 監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務の執行を適切に遂行することができると判断した理由について

(1) 美濃部健司氏を監査役候補者とした理由は、以前より当社の監査役を経験しており、子会社監査という点で改めてご尽力いただきたく新たに選任をお願いするものであります。

- (2) 石井忍氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が保有する経営者として企業を運営しております経験から、それらを当社の監査役として活かしていただきたいため新たに選任をお願いするものであります。当該理由により当社の経営に関する有効な助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 石井忍氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社と有限会社楽脳との間には特別な利害関係はありません。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社8社の役員であり、被保険者は保険料を負担しております。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第 3 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がけやき監査法人を会計監査人候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人に必要とされる独立性、専門性、適切性及び品質管理体制を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる監査体制を備えていることにより、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりです。

(2025年 3 月31日現在)

名	称	けやき監査法人
事	務	所 東京都中央区銀座一丁目14番 5 号
沿	革	2009年 5 月 日之出監査法人設立 2015年 7 月 ひので監査法人に名称変更 2022年11月 けやき監査法人に名称変更
概	要	資本金 5 百万円 構成人数 12名 公認会計士 10名（うち社員 5 名） その他 2 名 監査関与先 7 社

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会での議案が承認可決された場合の各取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。なお、下記リストは各人の有するすべてのスキルを表しているものではありません。

	事業運営の経験及び知見	財務・会計に関する十分な知見	M & Aに関する経験及び知見	人事・人材育成	コンプライアンス・リスク管理	国際性	女性取締役	独立性	専門性・資格保有者
大谷 利興	○		○						
丁 廣鎮	○		○			○			
宗田 こずえ			○	○	○		○		
雙田 裕三		○	○					○	税理士
関口 博					○			○	弁護士
美濃部 健司				○	○				
御子柴 健治		○	○					○	
石井 忍	○		○					○	

（ご参考）取締役及び監査役の選解任に関する方針と手続き

・選解任の方針

当社は、当社グループの経営理念及び経営戦略等を踏まえ、人格、能力及び見識等を総合的に判断したうえで、適任とされる人物を候補者としております。重ねて監査役に関しましては専門的な知識と豊富な経験を保有し、当社の経営の監督に活かしていただけること、また社外役員については当社から一定の独立性を有していることを条件としております。

解任につきましては、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合、健康上の理由から職務の継続が困難な場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した場合としております。

・選解任の手続き

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置し、選任につきましては上記方針に基づき候補者を審議し、取締役会に答申を行います。そのうえで取締役会において候補者を内定し、その後株主総会の決議により決定いたします。なお経営陣幹部につきましては上記方針に基づき取締役会において決定しております。また、解任につきましては上記方針に基づき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決議し、解任することとしております。なお監査役の選解任につきましては事前に監査役の同意を得ることとしております。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

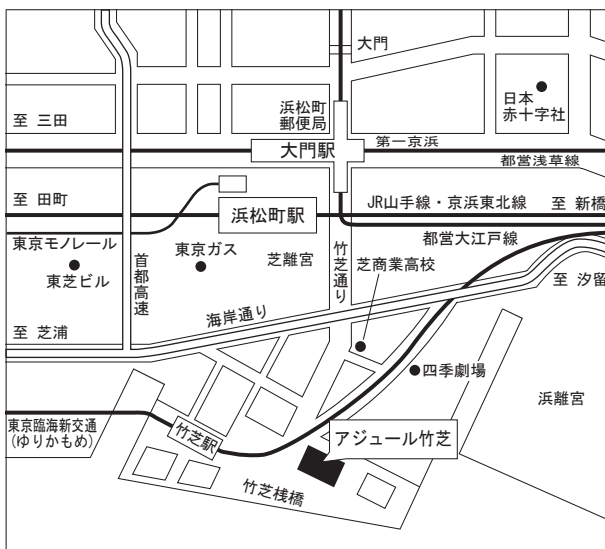
当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

1. 当社又は現在の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人（以下、「業務執行取締役等」という）ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2. 当社の経営を支配している個人（以下、「支配株主」という）又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等（親会社においては監査役を含む）ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3. 当社の主要株主（10%以上）ではないこと（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと）。
4. 当社グループの主要取引先（直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの）の業務執行取締役等でないもの。
5. 当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6. 当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
7. 当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8. 過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9. 配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないものかつ過去3事業年度において該当しなかったもの。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区海岸一丁目11番2号

ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間



- 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分
- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より竹芝方向へ徒歩7分
- 都営浅草線・大江戸線大門駅出口「B1」「B2」より徒歩10分